

議会受付番号	文書質問第 1 号
質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	市長

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 1 号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

- 1 北鎌倉のトンネルについて、文化庁から鎌倉市に対して何らかの連絡はあったのか、又、やり取りはあったのか。
- 2 あったとすれば、どのような主旨か正確に示せ。
- 3 文化庁は北鎌倉トンネルについて文化財価値はあるという見解か。
- 4 現在の北鎌倉のトンネルに関する市長の方針は如何か。

2 質問の理由

文化庁の見解によっては工事着工の有無にも関わる為いざれにせよ早々の答弁を頂きたい。

3 答弁

- 1 文化庁よりトンネルの工事について説明を求められ、平成 28 年 4 月 8 日に文化財部長ほかが文化庁記念物課主任調査官を、5 月 17 日に文化財課担当課長ほかが、文化庁記念物課長及び主任調査官を訪問しました。また、5 月 24 日には文化庁主任文化財調査官が現地視察を行いました。

また、6 月 7 日には市長ほかが、文化庁記念物課長及び主任調査官を訪問しました。

- 2 平成 28 年 4 月 8 日は、工事の経緯と教育委員会としての対応について説明を求められたため、説明を行ったものです。これに対し文化庁からは、北鎌倉トンネルが所在する尾根の文化財的価値について、外部の専門家による委員会を設置して検討を行うべきとの話がありました。

平成 28 年 5 月 17 日は、その後の経過について説明を求められたため、工事はまだ実施されていないこと、文化財専門委員会があるため、外部委員による委員会は設置しないこと、また、工事に着手してから、工事範囲の伐採等を行った後に地形測量を行い、円覚寺の境界を示す稜線が確認された場合、稜線を極力残すよう、工事部局と協議を行う予定であることを説明しました。文化庁からは、

尾根には文化財的な価値があるので、第三者による検討委員会を設置して検討するようにとの話が再度ありました。

また、文化庁記念物課長より、この旨を市長に直接説明したいとの話しもありました。

平成28年5月24日は、文化庁の史跡部門の主任文化財調査官が現地を視察しましたが、5月17日と同様の話がありました。

6月7日は、文化庁から示された、「北鎌倉トンネルが所在する尾根の文化財的価値について、文化財専門委員以外の専門家による検討が必要」との見解に対して、市長が文化財専門委員会に外部から専門家を招き、意見を聞きたいと考えている旨説明しました。

- 3 当該尾根は、重要文化財に指定されている円覚寺境内絵図に円覚寺の境界として描かれていることから、重要であり、文化財的価値があるという見解です。
- 4 市としましては、関連する許可等が得られ次第、速やかに工事を進めてまいりますが、文化庁から、北鎌倉トンネルが所在する尾根の文化財的価値について検討が必要との意見があったので、伐採、地形測量も行いながら、文化財専門委員会に外部から専門家を招き、意見を聞きたいと考えています。